



大隈

秘

1289



414
A2633



會計検査院官制ヲ審査シテ其ノ
結果ヲ報告ス

明治三十二年三月三十日

樞密顧問副島種臣
樞密顧問東久世通禧
樞密顧問河野敏鎌
樞密顧問吉田清成
樞密顧問野村靖

議長伊藤博文殿

大正十一年四月
贈月

會計検査院法

第一章 總則

第一條 會計検査院ハ天皇ニ直隸
シ國務大臣ニ對シテ特立ノ地位
ヲ有ス

第二章 會計検査院、官金ノ收支
官有物及國債ニ関スル計算ヲ檢
査確定シテ財政ヲ監督ス

第三條 會計検査院ノ検査ヲ要ス

ルモノ左ノ如シ

一 官廳及官立諸設営ニ係ル收支決算

二 官有物ノ決算

三 官ヨリ補助金又ハ特

ヲ與フル團體及公私立諸

營ノ決算

四 法律勅令ニ依リ特ニ會計検査院ノ検査ニ属セラレタル

決算

第四條 會計検査院ハ憲法第七十

二條ニ依リ決算ヲ検査確定スル
ト同時ニ左ノ諸項ニ付報告書ヲ
作ルヘシ

一 総決算書及各省決算報告書
ノ金額ト各出納官支ノ提出
シタル計算書ノ金額ト符合
スルヤ否ヤ

二 歳入ノ賦課徴收歳出ノ使用
方法官有物ノ得有沽賣讓與

及利用方法ハ各其ノ豫算及
法律ニ違フコトナキヤ否ヤ
三 豫算超過又ハ豫算外ノ支出
ニシテ議會ノ承認ヲ受ケサ
ルモノナキヤ否ヤ

第五條 會計検査院ハ内閣總理大臣

ヲ經由シテ各年度ノ會計検査ノ
成績ヲ上奏シ且其ノ成績ニ就テ
法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要ト
スヘキ事項アリト認ムルトキハ
併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得

第六條

會計検査院ハ各官廳中一

部ニ属スル會計ノ検査及責任解

除ヲ其ノ廳ニ委託スルコトヲ得

但シ其ノ検査ノ成績ハ該廳ヲシ

之ヲ會計検査院ニ報告セシムヘ

シ

前項委託中ト雖會計検査院ハ時

宜ニ依リ其ノ所管廳ヲシテ計算

書ヲ送付セシメ之ヲ検査ヲ行フ

コトアルヘシ

前條第三項團體及公私立諸没学
ノ決算ニ就テモ亦本條ヲ適用ス
ルコトヲ得

第七條 會計検査院ハ金庫ノ出納
及簿記上ニ関スル各省ノ命令ニ
付其ノ發布前協議ヲ受ケ且意見
アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ
得
會計検査院ハ政府ノ收入及支出
ニ関スル規則ヲ定メ及既定ノ規
則ヲ改正又ハ説明スル各省ノ命
令ニ付其ノ發布ノ際通知ヲ受ク

第八條 會計検査院ハ計算書及計
算證明書ノ書式并ニ其ノ提出及
推問ニ對スル答辯ノ期限ヲ定ム

第九條 會計検査院ハ各官廳ヲシ
テ検査上必要ナル簿書及報告ヲ
提出セシメ及主任官吏ノ辯明書
ヲ求ムルコトヲ得

第十條 會計検査院ハ検査上必要

ト認ムルトキハ官吏ヲ派遣シ金

櫃簿書物品及倉庫其ノ他ノ事業

ノ實地検査ヲ為スコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ豫メ當該官廳ニ通

知シ該官廳ヨリ官吏ヲシテ検査

ニ立會ヲ為スコトヲ得セシムヘ

シ

第十一條 會計検査院ノ議事ハ過
半数ヲ以テ決ス可キ同数ナルト
キハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 左ノ場合ニ於テハ總會

議ヲ以テ議決ス

一 第五條ニ依リ上奏ヲ為シ又

ハ天皇ノ下問ニ奉答スルト
キ

二 第四條ニ依リ帝國議會ニ提

出スヘキ報告書ヲ確定スル

トキ

三 第七條ニ依リ國務大臣ノ協

議ニ答フルトキ

四

検査ノ事務及計算ノ證明ニ
関スル規程及書式ヲ之ノ又
ハ之ヲ改正スルトキ

五

其ノ他院長ニ於テ總會議ニ
付スルノ必要アリト認メ
ルトキ

第十三條 會計検査院ノ事務章程

ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 組織

第十四條 會計検査員ハ院長一員
部長三員検査官十二員ヲ置キ之
ヲ會計検査官トシ別ニ書記官二
員會計検査官補二十四員及屬若
干員ヲ置ク

第十五條 會計検査院ニ三部ヲ設
ケ各部ニ部長一員検査官四員ヲ
置キ検査ノ事務ヲ分掌セシム

第十六條 院長ハ勅任トシ部長ハ
勅任又ハ奏任トシ検査官書記官
及検査官補ハ奏任屬ハ判任トス

第十七條 會計検査官ハ刑事裁判

若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレ

ハ其ノ意ニ反シテ退官轉官又ハ

非職ヲ命セラル、コトナシ

會計検査官ニ係ル懲戒法ハ別ニ定

ムル所ニ依ル

第十八條 父子兄弟ハ同時ニ會計

検査官トナルコトヲ得ス

第十九條 會計検査官ハ他ノ官職

ヲ兼子及帝國議會ノ議負トナル

コトヲ得ス

第三章 検査判決

第二十條 會計検査院ハ出納官吏
ノ計算書及證憑書類ヲ検査シ其
ノ會計正當ナリト判決シタルト
キハ該官ニ對シ認可状ヲ下付シ
其ノ責任ヲ解除ス若正當ナラス
トスルトキハ之ヲ正誤セシメ又
ハ本屬長官ニ移牒シテ處分ヲ為
サシム

第二十一條 天皇ノ恩赦ニ由ルノ
外國務大臣ハ當責者ニ辯償ノ責
ヲ寬免スルコトヲ得ス

第二十二條

會計検査院、計算檢

査ノ際刑法ニ觸レタル所為ヲ發

見シタルトキハ、レ治處分ヲ行ハ

シムル為ニ司法大臣ニ報知シ同

時ニ其ノ官吏ノ所屬長官ニ通知

スヘシ

第二十三條 出納官吏其ノ計算書
及證憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式
ヲ守ラサルトキハ會計検査院ハ
所属長官ニ移牒シテ懲戒處分ヲ
要求スルコトヲ得

第二十四條 機密費ニ係ル計算ハ
會計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限
ニアラス

第二十五條

計算検査ノ判決ハ總

テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於

テスルト部會議ニ於テスルトハ

會計検査院長ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 會計検査院ハ認可状
下付ノ後ト虽其ノ下付ノ日ヨリ
五箇年以内ニ於テハ出納官吏ヨ
リ之ヲ請求スルカ又ハ計算書ノ
誤謬脱漏ニ重記載アルコトヲ發
見シタルトキハ再審ヲナスコト
ヲ得但シ詐偽ノ證據ヲ發見シタ
ルトキハ五箇年後ト虽再審ヲナ
スコトヲ得

出納官吏ハ會計検査院再審ノ判

決ニ對シテ再ヒ審判ヲ請求ス
ルコトヲ得ス

次

